

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり。時事新報には毎號詳細なる商況物價の

時事新報廣告折(完全)	一日四行	一月四日	六日以上
	一月四日	六日以上	
	一月四日	六日以上	
	一月四日	六日以上	

時事新報廣告折(完全)

一月四日

六日以上

七日以上

第三千百五十九號
明治廿四年九月十二日 水曜日
舊曆辛卯九月十二日 (癸酉)

日出午前五時四十七分
月入午前五時二十五分
潮午前一時十八分
潮午後一時四十分

(西曆一千八百九十九年)

細に日本に報し來れば又大に世人の心配を催ほし政府の筋に於ても之を聞いて容易あらざるふと認め免に角何か取締の法を設けて彼の外出周旋人の惡策を止めんと其議論少あからずと云ふ我輩は固より同國人の海外に究迫するを開て憤慨の情を起さるに非す又之をして斯る慘状に陥らしむる者の不人情を悪ざるに非されども政府が此事に干涉して出稼人を保護せんとする一段に至りては斷して其不得策を言はざるを得む

本社へ寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通じる社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を窮屈するより各社同一の記事を掲ぐるふと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多さを以て斯類の詳りに通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らざして通じる者にさへ報道すれば本社にも其報道は速する事と信ずる方多きが如し爲めに行進ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事説を寄稿せんとする方は直接に信社にさへ報道すれば本社にも其報道は速する事と信ずる方多きが如し爲めに行進ひを生じたる場合も寡からざれば本社に向かへ發送あらんとを請ふ

海外出稼人に關する政府の干渉
凡そ此の世に在て第一に務むべきふとは自分の身の始末なり人々各獨立獨行して生活の路を立て毫も他人の世話を受けず又他の人の世話を焼かせらるゝに至らざれば本社に向け發送あらんとを請ふ
されば自ら我身の利益に注意して人の爲めに犯されるることを勉むるは即ち各人が社會に對して負擔する所の義務と謂て可なり左れば人間の幸福を増進せんふとを圖る者は成丈け各人をして自助獨立の習慣を養成せしむるふと肝要ありと知る可し若しも之に反して徒に他愛無心の主義に溺れて漫に他人を扶助することのみに心を費するが如きみどらば某結果は唯に扶助を受くる者をして獨立自活の習慣を失はしむるのみあらず救護の方法宜しきに叶はざるときは大に其働きの自由を束縛して闊らざる遂に非常の迷惑を及ぼすふとなしとせすれ即ち干涉方略の大弊害にして經世家の深く注意すべき所あり

近來外國との交通追々頻繁なるに隨て我國人の海外出稼を企てる者相からざる中にはよく先方の事情をも聞かずして内外旅人等の云ふ所を以て信頼する所を以て幸ありとするに至る者多きにわらぞ是に於てか兼て海外に在る日本人は此有様を見て頗りに其者等の不幸を憐み併せて之を肩越したる者の無情を憐り事の次第詳記

きを説くも徒に手數面倒を増のみにして遂に小兒をして火を恐れしむるの望ある可からず况んや今日外出を全つる日本人は既に生長したる男子なれば已れの思ふ所に任せて如何ある處に行き如何なる事情に遭遇するにも自ら其實に當るべきのみ或は先方にて思はざる不

幸に逢ふふとあらんか所謂自業自得にして他に怨む所

ある可からず時どしては其不幸も却て向後の警戒と爲り禍を轉して福と爲すふどある可し畢竟するに

多數の出稼人の中に或は見るに忍びざる因苦に陥る者

ある可きは勢、免かれ難きふどにして其不幸は誠に憐れ

て困難苦するは果して誰の罪あるやど詫ねるに之を

とて其議論少あからずと云ふ我輩は固より同國人の海

外に究迫するを開て憤慨の情を起さるに非す又之をして

斯る慘状に陥らしむる者の不人情を悪ざるに非

されども政府が此事に干涉して出稼人を保護せんとするの一段に至りては断して其不得策を言はざるを得む

その一端に至りては断して其不得策を言はざるを得む

されども政府が此事に干涉して出稼人を保護せんとするの一段に至りては断して其不得策を言はざるを得む

</div